

【別冊】
令和6年度水質検査計画

水質検査実施頻度設定根拠

舞鶴市上下水道部

上福井浄水場 低区配水池系① 【白杉地内】

番号	定期検査頻度	省略可否	基本検査頻度	実施検査頻度	設定理由	
基1	一般細菌	×	1回/月	1回/月	検査回数減不可	
基2	大腸菌	×	1回/月	1回/月		
基3	カドミウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	過去3年において検出されていないため	
基4	水銀及びその化合物	○	1回/3月	1回/年		
基5	セレン及びその化合物	○	1回/3月	1回/年		
基6	鉛及びその化合物	○	1回/3月	1回/年		
基7	ヒ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/年		
基8	六価クロム化合物	○	1回/3月	1回/年		
基9	亜硝酸態窒素	×	1回/3月	1回/年		
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	×	1回/3月	1回/3月		検査回数減不可
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	×	1回/3月	1回/3月		令和元年度まで毎月実施していたことから、基準頻度とする。
基12	フッ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/3月		
基13	ホウ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	過去において検出されていないため	
基14	四塩化炭素	○	1回/3月	1回/年		
基15	1, 4-ジオキサン	○	1回/3月	1回/年		
基16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン	○	1回/3月	1回/年		
基17	ジクロロメタン	○	1回/3月	1回/年		
基18	テトラクロロエチレン	○	1回/3月	1回/年		
基19	トリクロロエチレン	○	1回/3月	1回/年		
基20	ベンゼン	○	1回/3月	1回/年		
基21	塩素酸	×	1回/3月	1回/3月		検査回数減不可
基22	クロロ酢酸	×	1回/3月	1回/3月		
基23	クロロホルム	×	1回/3月	1回/3月		
基24	ジクロロ酢酸	×	1回/3月	1回/3月		
基25	ジブロモクロロメタン	×	1回/3月	1回/3月		
基26	臭素酸	×	1回/3月	1回/3月		
基27	総トリハロメタン	×	1回/3月	1回/3月		
基28	トリクロロ酢酸	×	1回/3月	1回/3月		
基29	ブロモジクロロメタン	×	1回/3月	1回/3月		
基30	ブromoホルム	×	1回/3月	1回/3月		
基31	ホルムアルデヒド	×	1回/3月	1回/3月		
基32	亜鉛及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	過去3年において水質基準値の1/10以下であるため	
基33	アルミニウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/3月	過去3年において水質基準値の1/2以上の検出があるため	
基34	鉄及びその化合物	○	1回/3月	1回/3月	送配水管内で錆の発生のある恐れがあるため法令の基本頻度とする。	
基35	銅及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	過去3年において水質基準値の1/10以下であるため	
基36	ナトリウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/年		
基37	マンガン及びその化合物	○	1回/3月	1回/3月	他の配水池系統で水質基準値の1/5以上の検出があるため。	
基38	塩化物イオン	×	1回/月	1回/月	省略不可項目	
基39	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	○	1回/3月	1回/3月	塩水の遡上により値が高くなるおそれがあるため	
基40	蒸発残留物	○	1回/3月	1回/3月		
基41	陰イオン界面活性剤	○	1回/3月	1回/年	過去3年において検出されていないため	
基42	ジェオスミン	×	原因藻類発生時に月に1回以上	原因藻類発生時に月に1回以上	原因藻類の発生のおそれがあるため	
基43	2-メチルイソボルネオール	×	原因藻類発生時に月に1回以上	原因藻類発生時に月に1回以上	原因藻類の発生のおそれがあるため	
基44	非イオン界面活性剤	○	1回/3月	1回/年	過去3年において検出されていないため	
基45	フェノール類	○	1回/3月	1回/年		
基46	有機物 (TOC 量)	×	1回/月	1回/月	検査回数減不可	
基47	pH 値	×	1回/月	1回/月		
基48	味	×	1回/月	1回/月		
基49	臭 気	×	1回/月	1回/月		
基50	色 度	×	1回/月	1回/月		
基51	濁 度	×	1回/月	1回/月		
毎1	色	×	1回/日	1回/日	検査回数減不可	
毎2	濁り	×	1回/日	1回/日		
毎3	消毒の残留効果	×	1回/日	1回/日		

番号	定期検査頻度	省略可否	基本検査頻度	実施検査頻度	設定理由	
基1	一般細菌	×	1回/月	1回/月	検査回数減不可	
基2	大腸菌	×	1回/月	1回/月		
基3	カドミウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	過去において検出されていないため	
基4	水銀及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	過去3年において水質基準値の1/10以下であるため	
基5	セレン及びその化合物	○	1回/3月	1回/年		
基6	鉛及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	過去において検出されていないため	
基7	ヒ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/年		
基8	六価クロム化合物	○	1回/3月	1回/年	過去3年において水質基準値の1/10以下であるため	
基9	亜硝酸態窒素	×	1回/3月	1回/年		
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	×	1回/3月	1回/3月	検査回数減不可	
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	×	1回/3月	1回/3月	令和元年度まで毎月実施していたことから、基準頻度とする。	
基12	フッ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/3月		
基13	ホウ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	過去3年において水質基準値の1/10以下であるため	
基14	四塩化炭素	○	1回/3月	1回/年	過去において検出されていないため	
基15	1,4-ジオキサン	○	1回/3月	1回/年		
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	○	1回/3月	1回/年		
基17	ジクロロメタン	○	1回/3月	1回/年		
基18	テトラクロロエチレン	○	1回/3月	1回/年		
基19	トリクロロエチレン	○	1回/3月	1回/年		
基20	ベンゼン	○	1回/3月	1回/年		
基21	塩素酸	×	1回/3月	1回/3月		
基22	クロロ酢酸	×	1回/3月	1回/3月		
基23	クロロホルム	×	1回/3月	1回/3月		
基24	ジクロロ酢酸	×	1回/3月	1回/3月		
基25	ジブロモクロロメタン	×	1回/3月	1回/3月		
基26	臭素酸	×	1回/3月	1回/3月	検査回数減不可	
基27	総トリハロメタン	×	1回/3月	1回/3月	過去において水質基準値の1/10以下であるため	
基28	トリクロロ酢酸	×	1回/3月	1回/3月		
基29	ブロモジクロロメタン	×	1回/3月	1回/3月		
基30	ブロモホルム	×	1回/3月	1回/3月		
基31	ホルムアルデヒド	×	1回/3月	1回/3月		
基32	亜鉛及びその化合物	○	1回/3月	1回/年		
基33	アルミニウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/3月	過去3年において水質基準値の1/5以上の検出があるため	
基34	鉄及びその化合物	○	1回/3月	1回/3月	過去において水質基準値の1/2以上の検出があるため	
基35	銅及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	過去において水質基準値の1/10以下であるため	
基36	ナトリウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	過去3年において水質基準値の1/10以下であるため	
基37	マンガン及びその化合物	○	1回/3月	1回/3月	過去において水質基準値の1/2以上の検出があるため	
基38	塩化物イオン	×	1回/月	1回/月	検査回数減不可	
基39	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	○	1回/3月	1回/3月	塩水の遡上により値が高くなるおそれがあるため	
基40	蒸発残留物	○	1回/3月	1回/3月	過去3年において水質基準値の1/5以上であるため	
基41	陰イオン界面活性剤	○	1回/3月	1回/年	過去において検出されていないため	
基42	ジェオスミン	×	原因藻類発生時に月に1回以上	原因藻類発生時に月に1回以上	原因藻類の発生のおそれがあるため	
基43	2-メチルイソボルネオール	×	原因藻類発生時に月に1回以上	原因藻類発生時に月に1回以上	原因藻類の発生のおそれがあるため	
基44	非イオン界面活性剤	○	1回/3月	1回/年	過去において検出されていないため	
基45	フェノール類	○	1回/3月	1回/年	検査回数減不可	
基46	有機物(TOC量)	×	1回/月	1回/月		
基47	pH	×	1回/月	1回/月		
基48	味	×	1回/月	1回/月		
基49	臭	×	1回/月	1回/月		
基50	色	×	1回/月	1回/月		
基51	濁	×	1回/月	1回/月		
毎1	色	×	1回/日	1回/日		
毎2	濁	×	1回/日	1回/日		検査回数減不可
毎3	消毒の残留効果	×	1回/日	1回/日		

番号	定期検査頻度	省略可否	基本検査頻度	実施検査頻度	設 定 理 由
基1	一 般 細 菌	×	1回/月	1回/月	検査回数減不可
基2	大 腸 菌	×	1回/月	1回/月	
基3	カドミウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	過去において検出されていないため
基4	水 銀 及 び 其 の 化 合 物	○	1回/3月	1回/年	過去3年において水質基準値の1/10以下であるため
基5	セレン及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	
基6	鉛 及 び 其 の 化 合 物	○	1回/3月	1回/年	過去において検出されていないため
基7	ヒ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	
基8	六 価 ク ロ ム 化 合 物	○	1回/3月	1回/年	過去3年において水質基準値の1/5以下であるため
基9	亜 硝 酸 態 窒 素	×	1回/3月	1回/年	
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	×	1回/3月	1回/3月	検査回数減不可
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	×	1回/3月	1回/3月	令和元年度まで毎月実施していたことから、基本頻度とする。
基12	フッ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/3月	
基13	ホウ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	過去において水質基準値の1/10以下であるため
基14	四 塩 化 炭 素	○	1回/3月	1回/年	過去において検出されていないため
基15	1 , 4- ジ オ キ サ ン	○	1回/3月	1回/年	
基16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン	○	1回/3月	1回/年	
基17	ジ ク ロ ロ メ タ ン	○	1回/3月	1回/年	
基18	テトラクロロエチレン	○	1回/3月	1回/年	
基19	トリクロロエチレン	○	1回/3月	1回/年	
基20	ペ ン ゼ ン	○	1回/3月	1回/年	
基21	塩 素 酸	×	1回/3月	1回/3月	検査回数減不可
基22	ク ロ ロ 酢 酸	×	1回/3月	1回/3月	
基23	ク ロ ロ ホ ル ム	×	1回/3月	1回/3月	
基24	ジ ク ロ ロ 酢 酸	×	1回/3月	1回/3月	
基25	ジブromoklorometan	×	1回/3月	1回/3月	
基26	臭 素 酸	×	1回/3月	1回/3月	
基27	総 トリハロメタン	×	1回/3月	1回/3月	
基28	トリクロロ酢酸	×	1回/3月	1回/3月	
基29	ブromojuklorometan	×	1回/3月	1回/3月	
基30	ブ ロ モ ホ ル ム	×	1回/3月	1回/3月	
基31	ホルムアルデヒド	×	1回/3月	1回/3月	
基32	亜鉛及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	過去において水質基準値の1/10以下であるため
基33	アルミニウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/3月	過去3年において水質基準値の1/5以上の検出があるため
基34	鉄 及 び 其 の 化 合 物	○	1回/3月	1回/3月	送配水管内で錆の発生のおそれがあるため法令の基本頻度とする。
基35	銅 及 び 其 の 化 合 物	○	1回/3月	1回/年	過去において水質基準値の1/10以下であるため
基36	ナトリウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	過去3年において水質基準値の1/10以下であるため
基37	マンガン及びその化合物	○	1回/3月	1回/3月	他の配水池系統で水質基準値の1/5以上の検出があるため。
基38	塩 化 物 イ オ ン	×	1回/月	1回/月	省略不可項目
基39	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	○	1回/3月	1回/3月	塩水の遡上により値が高くなるおそれがあるため
基40	蒸 発 残 留 物	○	1回/3月	1回/3月	過去3年において水質基準値の1/5以上の検出があるため
基41	陰イオン界面活性剤	○	1回/3月	1回/年	過去において検出されていないため
基42	ジエオスミン	×	原因藻類発生時に月に1回以上	原因藻類発生時に月に1回以上	原因藻類の発生のおそれがあるため
基43	2-メチルイソボルネオール	×	原因藻類発生時に月に1回以上	原因藻類発生時に月に1回以上	原因藻類の発生のおそれがあるため
基44	非イオン界面活性剤	○	1回/3月	1回/年	過去において検出されていないため
基45	フェノール類	○	1回/3月	1回/年	
基46	有機物 (TOC 量)	×	1回/月	1回/月	検査回数減不可
基47	pH 値	×	1回/月	1回/月	
基48	味	×	1回/月	1回/月	
基49	臭 気	×	1回/月	1回/月	
基50	色 度	×	1回/月	1回/月	
基51	濁 度	×	1回/月	1回/月	検査回数減不可
毎1	色	×	1回/日	1回/日	
毎2	濁り	×	1回/日	1回/日	
毎3	消毒の残留効果	×	1回/日	1回/日	

上福井浄水場 中区配水池系②

【和江地内】

番号	定期検査頻度	省略可否	基本検査頻度	実施検査頻度	設定理由	
基1	一般細菌	×	1回/月	1回/月	検査回数減不可	
基2	大腸菌	×	1回/月	1回/月		
基3	カドミウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	上福井浄水場と水源が同じであるため、他の上福井浄水場系給水管末検査回数と同じとする。	
基4	水銀及びその化合物	○	1回/3月	1回/年		
基5	セレン及びその化合物	○	1回/3月	1回/年		
基6	鉛及びその化合物	○	1回/3月	1回/年		
基7	ヒ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/年		
基8	六価クロム化合物	○	1回/3月	1回/年		
基9	亜硝酸態窒素	×	1回/3月	1回/年		
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	×	1回/3月	1回/3月		検査回数減不可
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	×	1回/3月	1回/3月		令和元年度まで毎月実施していたことから、基本頻度とする。
基12	フッ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/3月	上福井浄水場と水源が同じであるため、他の上福井浄水場系給水管末検査回数と同じとする。	
基13	ホウ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/年		
基14	四塩化炭素	○	1回/3月	1回/年		
基15	1,4-ジオキサン	○	1回/3月	1回/年		
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	○	1回/3月	1回/年		
基17	ジクロロメタン	○	1回/3月	1回/年		
基18	テトラクロロエチレン	○	1回/3月	1回/年		
基19	トリクロロエチレン	○	1回/3月	1回/年		
基20	ベンゼン	○	1回/3月	1回/年		
基21	塩素酸	×	1回/3月	1回/3月		検査回数減不可
基22	クロロ酢酸	×	1回/3月	1回/3月		
基23	クロロホルム	×	1回/3月	1回/3月		
基24	ジクロロ酢酸	×	1回/3月	1回/3月		
基25	ジブロモクロロメタン	×	1回/3月	1回/3月		
基26	臭素酸	×	1回/3月	1回/3月		
基27	総トリハロメタン	×	1回/3月	1回/3月		
基28	トリクロロ酢酸	×	1回/3月	1回/3月		
基29	ブロモジクロロメタン	×	1回/3月	1回/3月		
基30	ブromoホルム	×	1回/3月	1回/3月		
基31	ホルムアルデヒド	×	1回/3月	1回/3月	上福井浄水場と水源が同じであるため、他の上福井浄水場系給水管末検査回数と同じとする。	
基32	亜鉛及びその化合物	○	1回/3月	1回/年		
基33	アルミニウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/3月		
基34	鉄及びその化合物	○	1回/3月	1回/3月	送配水管内で錆の発生の恐れがあるため法令の基本頻度とする。	
基35	銅及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	上福井浄水場と水源が同じであるため、他の上福井浄水場系給水管末検査回数と同じとする。	
基36	ナトリウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/年		
基37	マンガン及びその化合物	○	1回/3月	1回/3月	他の配水池系統で水質基準値の1/5以上の検出があるため。	
基38	塩化物イオン	×	1回/月	1回/月	検査回数減不可	
基39	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	○	1回/3月	1回/3月	塩水の遡上があるため法令の基本頻度とする。	
基40	蒸発残留物	○	1回/3月	1回/3月		
基41	陰イオン界面活性剤	○	1回/3月	1回/年	上福井浄水場と水源が同じであるため、他の上福井浄水場系給水管末検査回数と同じとする。	
基42	ジェオスミン	×	原因藻類発生時に1回以上	原因藻類発生時に1回以上	原因藻類の発生のおそれがあるため	
基43	2-メチルイソボルネオール	×	原因藻類発生時に1回以上	原因藻類発生時に1回以上	原因藻類の発生のおそれがあるため	
基44	非イオン界面活性剤	○	1回/3月	1回/年	上福井浄水場と水源が同じであるため、他の上福井浄水場系給水管末検査回数と同じとする。	
基45	フェノール類	○	1回/3月	1回/年		
基46	有機物(TOC量)	×	1回/月	1回/月	検査回数減不可	
基47	pH値	×	1回/月	1回/月		
基48	味	×	1回/月	1回/月		
基49	臭気	×	1回/月	1回/月		
基50	色度	×	1回/月	1回/月		
基51	濁度	×	1回/月	1回/月	検査回数減不可	
毎1	色	×	1回/日	1回/日		
毎2	濁り	×	1回/日	1回/日		
毎3	消毒の残留効果	×	1回/日	1回/日		

上福井浄水場 高区配水池系

【清美ヶ丘地内】

番号	定期検査頻度	省略可否	基本検査頻度	実施検査頻度	設定理由
基1	一般細菌	×	1回/月	1回/月	検査回数減不可
基2	大腸菌	×	1回/月	1回/月	
基3	カドミウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	過去において検出されていないため
基4	水銀及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	過去3年において水質基準値の1/10以下であるため
基5	セレン及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	
基6	鉛及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	過去において検出されていないため
基7	ヒ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	
基8	六価クロム化合物	○	1回/3月	1回/年	過去3年において水質基準値の1/10以下であるため
基9	亜硝酸態窒素	×	1回/3月	1回/年	
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	×	1回/3月	1回/3月	検査回数減不可
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	×	1回/3月	1回/3月	令和元年度まで毎月実施していたことから、基本頻度とする。
基12	フッ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/3月	
基13	ホウ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	過去において水質基準値の1/10以下であるため
基14	四塩化炭素	○	1回/3月	1回/年	過去において検出されていないため
基15	1, 4-ジオキサン	○	1回/3月	1回/年	
基16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン	○	1回/3月	1回/年	
基17	ジクロロメタン	○	1回/3月	1回/年	
基18	テトラクロロエチレン	○	1回/3月	1回/年	
基19	トリクロロエチレン	○	1回/3月	1回/年	
基20	ベンゼン	○	1回/3月	1回/年	
基21	塩素酸	×	1回/3月	1回/3月	検査回数減不可
基22	クロロ酢酸	×	1回/3月	1回/3月	
基23	クロロホルム	×	1回/3月	1回/3月	
基24	ジクロロ酢酸	×	1回/3月	1回/3月	
基25	ジブロモクロロメタン	×	1回/3月	1回/3月	
基26	臭素酸	×	1回/3月	1回/3月	
基27	総トリハロメタン	×	1回/3月	1回/3月	
基28	トリクロロ酢酸	×	1回/3月	1回/3月	
基29	ブロモジクロロメタン	×	1回/3月	1回/3月	
基30	ブromoホルム	×	1回/3月	1回/3月	
基31	ホルムアルデヒド	×	1回/3月	1回/3月	
基32	亜鉛及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	過去において水質基準値の1/10以下であるため
基33	アルミニウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/3月	過去3年において水質基準値の1/5以上の検出があるため
基34	鉄及びその化合物	○	1回/3月	1回/3月	送配水管内で錆の発生のおそれがあるため法令の基本頻度とする。
基35	銅及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	過去において水質基準値の1/10以下であるため
基36	ナトリウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	過去3年において水質基準値の1/10以下であるため
基37	マンガン及びその化合物	○	1回/3月	1回/3月	他の配水池系統で水質基準値の1/5以上の検出があるため。
基38	塩化物イオン	×	1回/月	1回/月	検査回数減不可
基39	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	○	1回/3月	1回/3月	塩水の遡上により値が高くなるおそれがあるため
基40	蒸発残留物	○	1回/3月	1回/3月	過去3年において水質基準値の1/5以上であるため
基41	陰イオン界面活性剤	○	1回/3月	1回/年	過去において検出されていないため
基42	ジェオスミン	×	原因藻類発生時に月に1回以上	原因藻類発生時に月に1回以上	原因藻類の発生のおそれがあるため
基43	2-メチルイソボルネオール	×	原因藻類発生時に月に1回以上	原因藻類発生時に月に1回以上	原因藻類の発生のおそれがあるため
基44	非イオン界面活性剤	○	1回/3月	1回/年	過去において検出されていないため
基45	フェノール類	○	1回/3月	1回/年	
基46	有機物 (TOC 量)	×	1回/月	1回/月	検査回数減不可
基47	pH 値	×	1回/月	1回/月	
基48	味	×	1回/月	1回/月	
基49	臭 気	×	1回/月	1回/月	
基50	色 度	×	1回/月	1回/月	
基51	濁 度	×	1回/月	1回/月	検査回数減不可
毎1	色	×	1回/日	1回/日	
毎2	濁り	×	1回/日	1回/日	
毎3	消毒の残留効果	×	1回/日	1回/日	

上福井浄水場 池内配水池系

【白滝地内】

番号	定期検査頻度	省略可否	基本検査頻度	実施検査頻度	設定理由	
基1	一般細菌	×	1回/月	1回/月	検査回数減不可	
基2	大腸菌	×	1回/月	1回/月		
基3	カドミウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	上福井浄水場と水源が同じであるため、他の上福井浄水場系給水管末検査回数と同じとする。	
基4	水銀及びその化合物	○	1回/3月	1回/年		
基5	セレン及びその化合物	○	1回/3月	1回/年		
基6	鉛及びその化合物	○	1回/3月	1回/年		
基7	ヒ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/年		
基8	六価クロム化合物	○	1回/3月	1回/年		
基9	亜硝酸態窒素	×	1回/3月	1回/年		
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	×	1回/3月	1回/3月		検査回数減不可
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	×	1回/3月	1回/3月		令和元年度まで毎月実施していたことから、基本頻度とする。
基12	フッ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/3月	上福井浄水場と水源が同じであるため、他の上福井浄水場系給水管末検査回数と同じとする。	
基13	ホウ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/年		
基14	四塩化炭素	○	1回/3月	1回/年		
基15	1, 4-ジオキサン	○	1回/3月	1回/年		
基16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン	○	1回/3月	1回/年		
基17	ジクロロメタン	○	1回/3月	1回/年		
基18	テトラクロロエチレン	○	1回/3月	1回/年		
基19	トリクロロエチレン	○	1回/3月	1回/年		
基20	ベンゼン	○	1回/3月	1回/年		
基21	塩素酸	×	1回/3月	1回/3月		検査回数減不可
基22	クロロ酢酸	×	1回/3月	1回/3月		
基23	クロロホルム	×	1回/3月	1回/3月		
基24	ジクロロ酢酸	×	1回/3月	1回/3月		
基25	ジブロモクロロメタン	×	1回/3月	1回/3月		
基26	臭素酸	×	1回/3月	1回/3月		
基27	総トリハロメタン	×	1回/3月	1回/3月		
基28	トリクロロ酢酸	×	1回/3月	1回/3月		
基29	ブロモジクロロメタン	×	1回/3月	1回/3月		
基30	ブロモホルム	×	1回/3月	1回/3月		
基31	ホルムアルデヒド	×	1回/3月	1回/3月		
基32	亜鉛及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	上福井浄水場と水源が同じであるため、他の上福井浄水場系給水管末検査回数と同じとする。	
基33	アルミニウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/3月	過去3年において水質基準値の1/5以上の検出があるため	
基34	鉄及びその化合物	○	1回/3月	1回/3月	送配水管内で錆の発生の恐れがあるため法令の基本頻度とする。	
基35	銅及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	上福井浄水場と水源が同じであるため、他の上福井浄水場系給水管末検査回数と同じとする。	
基36	ナトリウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/年		
基37	マンガン及びその化合物	○	1回/3月	1回/3月	他の配水池系統で水質基準値の1/5以上の検出があるため。	
基38	塩化物イオン	×	1回/月	1回/月	検査回数減不可	
基39	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	○	1回/3月	1回/3月	塩水の遡上があるため法令の基本頻度とする。	
基40	蒸発残留物	○	1回/3月	1回/3月		
基41	陰イオン界面活性剤	○	1回/3月	1回/年	上福井浄水場と水源が同じであるため、他の上福井浄水場系給水管末検査回数と同じとする。	
基42	ジェオスミン	×	原因藻類発生時に1回以上	原因藻類発生時に1回以上	原因藻類の発生のおそれがあるため	
基43	2-メチルイソボルネオール	×	原因藻類発生時に1回以上	原因藻類発生時に1回以上	原因藻類の発生のおそれがあるため	
基44	非イオン界面活性剤	○	1回/3月	1回/年	上福井浄水場と水源が同じであるため、他の上福井浄水場系給水管末検査回数と同じとする。	
基45	フェノール類	○	1回/3月	1回/年		
基46	有機物 (TOC 量)	×	1回/月	1回/月	検査回数減不可	
基47	pH	×	1回/月	1回/月		
基48	味	×	1回/月	1回/月		
基49	臭	×	1回/月	1回/月		
基50	色	×	1回/月	1回/月		
基51	濁	×	1回/月	1回/月		
毎1	色	×	1回/日	1回/日	検査回数減不可	
毎2	濁	×	1回/日	1回/日		
毎3	消毒の残留効果	×	1回/日	1回/日		

上福井浄水場 覆配水池系

【白浜台ポンプ所】

番号	定期検査頻度	省略可否	基本検査頻度	実施検査頻度	設定理由
基1	一般細菌	×	1回/月	1回/月	検査回数減不可
基2	大腸菌	×	1回/月	1回/月	
基3	カドミウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	過去において検出されていないため
基4	水銀及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	
基5	セレン及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	
基6	鉛及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	過去3年において水質基準値の1/10以下であるため
基7	ヒ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	過去3年において検出されていないため
基8	六価クロム化合物	○	1回/3月	1回/年	過去において検出されていないため
基9	亜硝酸態窒素	×	1回/3月	1回/年	過去3年において水質基準値の1/10以下であるため
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	×	1回/3月	1回/3月	検査回数減不可
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	×	1回/3月	1回/3月	令和元年度まで毎月実施していたことから、基準頻度とする。
基12	フッ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/3月	
基13	ホウ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	過去において水質基準値の1/10以下であるため
基14	四塩化炭素	○	1回/3月	1回/年	過去において検出されていないため
基15	1, 4-ジオキサン	○	1回/3月	1回/年	
基16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン	○	1回/3月	1回/年	
基17	ジクロロメタン	○	1回/3月	1回/年	
基18	テトラクロロエチレン	○	1回/3月	1回/年	
基19	トリクロロエチレン	○	1回/3月	1回/年	
基20	ベンゼン	○	1回/3月	1回/年	
基21	塩素酸	×	1回/3月	1回/3月	検査回数減不可
基22	クロロ酢酸	×	1回/3月	1回/3月	
基23	クロロホルム	×	1回/3月	1回/3月	
基24	ジクロロ酢酸	×	1回/3月	1回/3月	
基25	ジブromクロロメタン	×	1回/3月	1回/3月	
基26	臭素酸	×	1回/3月	1回/3月	
基27	総トリハロメタン	×	1回/3月	1回/3月	
基28	トリクロロ酢酸	×	1回/3月	1回/3月	
基29	ブromジクロロメタン	×	1回/3月	1回/3月	
基30	ブromホルム	×	1回/3月	1回/3月	
基31	ホルムアルデヒド	×	1回/3月	1回/3月	
基32	亜鉛及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	過去において水質基準値の1/10以下であるため
基33	アルミニウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/3月	過去3年において水質基準値の1/5以上の検出があるため
基34	鉄及びその化合物	○	1回/3月	1回/3月	送配水管内で錆の発生の恐れがあるため法令の基本頻度とする。
基35	銅及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	過去において水質基準値の1/10以下であるため
基36	ナトリウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	過去3年において水質基準値の1/10以下であるため
基37	マンガン及びその化合物	○	1回/3月	1回/3月	過去において水質基準値の1/2以上の検出があるため
基38	塩化物イオン	×	1回/月	1回/月	検査回数減不可
基39	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	○	1回/3月	1回/3月	塩水の遡上により値が高くなるおそれがあるため
基40	蒸発残留物	○	1回/3月	1回/3月	塩水の遡上により値が高くなるおそれがあるため
基41	陰イオン界面活性剤	○	1回/3月	1回/年	過去において検出されていないため
基42	ジェオスミン	×	原因藻類発生時に月に1回以上	原因藻類発生時に月に1回以上	原因藻類の発生のおそれがあるため
基43	2-メチルイソボルネオール	×	原因藻類発生時に月に1回以上	原因藻類発生時に月に1回以上	原因藻類の発生のおそれがあるため
基44	非イオン界面活性剤	○	1回/3月	1回/年	過去において検出されていないため
基45	フェノール類	○	1回/3月	1回/年	
基46	有機物(TOC量)	×	1回/月	1回/月	検査回数減不可
基47	pH値	×	1回/月	1回/月	
基48	味	×	1回/月	1回/月	
基49	臭気	×	1回/月	1回/月	
基50	色度	×	1回/月	1回/月	
基51	濁度	×	1回/月	1回/月	
毎1	色	×	1回/日	1回/日	検査回数減不可
毎2	濁り	×	1回/日	1回/日	
毎3	消毒の残留効果	×	1回/日	1回/日	

上福井浄水場 覆配水池系

【朝来ポンプ所】

番号	定期検査頻度	省略可否	基本検査頻度	実施検査頻度	設定理由	
基1	一般細菌	×	1回/月	1回/月	検査回数減不可	
基2	大腸菌	×	1回/月	1回/月		
基3	カドミウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	過去において検出されていないため	
基4	水銀及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	過去3年において水質基準値の1/10以下であるため	
基5	セレン及びその化合物	○	1回/3月	1回/年		
基6	鉛及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	過去において検出されていないため	
基7	ヒ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/年		
基8	六価クロム化合物	○	1回/3月	1回/年	過去3年において水質基準値の1/10以下であるため	
基9	亜硝酸態窒素	×	1回/3月	1回/年		
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	×	1回/3月	1回/3月	検査回数減不可	
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	×	1回/3月	1回/3月	令和元年度まで毎月実施していたことから、基準頻度とする。	
基12	フッ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/3月		
基13	ホウ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	過去において水質基準値の1/10以下であるため	
基14	四塩化炭素	○	1回/3月	1回/年	過去において検出されていないため	
基15	1,4-ジオキサン	○	1回/3月	1回/年		
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	○	1回/3月	1回/年		
基17	ジクロロメタン	○	1回/3月	1回/年		
基18	テトラクロロエチレン	○	1回/3月	1回/年		
基19	トリクロロエチレン	○	1回/3月	1回/年		
基20	ベンゼン	○	1回/3月	1回/年		
基21	塩素酸	×	1回/3月	1回/3月		
基22	クロロ酢酸	×	1回/3月	1回/3月		
基23	クロロホルム	×	1回/3月	1回/3月		
基24	ジクロロ酢酸	×	1回/3月	1回/3月		
基25	ジブロモクロロメタン	×	1回/3月	1回/3月		
基26	臭素酸	×	1回/3月	1回/3月	検査回数減不可	
基27	総トリハロメタン	×	1回/3月	1回/3月	過去において検出されていないため	
基28	トリクロロ酢酸	×	1回/3月	1回/3月		
基29	ブロモジクロロメタン	×	1回/3月	1回/3月		
基30	ブロモホルム	×	1回/3月	1回/3月		
基31	ホルムアルデヒド	×	1回/3月	1回/3月		
基32	亜鉛及びその化合物	○	1回/3月	1回/年		
基33	アルミニウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/3月	過去3年において水質基準値の1/5以上の検出があるため	
基34	鉄及びその化合物	○	1回/3月	1回/3月	送配水管内で錆の発生の恐れがあるため法令の基本頻度とする。	
基35	銅及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	過去において検出されていないため	
基36	ナトリウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	過去3年において水質基準値の1/10以下であるため	
基37	マンガン及びその化合物	○	1回/3月	1回/3月	過去3年において水質基準値の1/5以上の検出があるため	
基38	塩化物イオン	×	1回/月	1回/月	検査回数減不可	
基39	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	○	1回/3月	1回/3月	塩水の遡上により値が高くなるおそれがあるため	
基40	蒸発残留物	○	1回/3月	1回/3月		
基41	陰イオン界面活性剤	○	1回/3月	1回/年	過去において検出されていないため	
基42	ジェオスミン	×	原因藻類発生時に1回以上	原因藻類発生時に1回以上	原因藻類の発生のおそれがあるため	
基43	2-メチルイソボルネオール	×	原因藻類発生時に1回以上	原因藻類発生時に1回以上	原因藻類の発生のおそれがあるため	
基44	非イオン界面活性剤	○	1回/3月	1回/年	過去において検出されていないため	
基45	フェノール類	○	1回/3月	1回/年	検査回数減不可	
基46	有機物(TOC量)	×	1回/月	1回/月		
基47	pH値	×	1回/月	1回/月		
基48	味	×	1回/月	1回/月		
基49	臭気	×	1回/月	1回/月		
基50	色度	×	1回/月	1回/月		
基51	濁度	×	1回/月	1回/月		
毎1	色	×	1回/日	1回/日		
毎2	濁り	×	1回/日	1回/日		検査回数減不可
毎3	消毒の残留効果	×	1回/日	1回/日		

上福井浄水場 大波隧道配水池系 【野原配水池】

番号	定期検査頻度	省略可否	基本検査頻度	実施検査頻度	設定理由
基1	一般細菌	×	1回/月	1回/月	検査回数減不可
基2	大腸菌	×	1回/月	1回/月	
基3	カドミウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	過去において検出されていないため
基4	水銀及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	
基5	セレン及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	過去3年において水質基準値の1/10以下であるため
基6	鉛及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	
基7	ヒ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	過去において検出されていないため
基8	六価クロム化合物	○	1回/3月	1回/年	
基9	亜硝酸態窒素	×	1回/3月	1回/年	過去3年において水質基準値の1/10以下であるため
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	×	1回/3月	1回/3月	検査回数減不可
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	×	1回/3月	1回/3月	令和元年度まで毎月実施していたことから、基準頻度とする。
基12	フッ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/3月	
基13	ホウ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	過去において水質基準値の1/10以下であるため
基14	四塩化炭素	○	1回/3月	1回/年	過去において検出されていないため
基15	1, 4-ジオキサン	○	1回/3月	1回/年	
基16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン	○	1回/3月	1回/年	
基17	ジクロロメタン	○	1回/3月	1回/年	
基18	テトラクロロエチレン	○	1回/3月	1回/年	
基19	トリクロロエチレン	○	1回/3月	1回/年	
基20	ベンゼン	○	1回/3月	1回/年	
基21	塩素酸	×	1回/3月	1回/3月	検査回数減不可
基22	クロロ酢酸	×	1回/3月	1回/3月	
基23	クロロホルム	×	1回/3月	1回/3月	
基24	ジクロロ酢酸	×	1回/3月	1回/3月	
基25	ジブロモクロロメタン	×	1回/3月	1回/3月	
基26	臭素酸	×	1回/3月	1回/3月	
基27	総トリハロメタン	×	1回/3月	1回/3月	
基28	トリクロロ酢酸	×	1回/3月	1回/3月	
基29	ブロモジクロロメタン	×	1回/3月	1回/3月	
基30	ブromoホルム	×	1回/3月	1回/3月	
基31	ホルムアルデヒド	×	1回/3月	1回/3月	
基32	亜鉛及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	過去において水質基準値の1/10以下であるため
基33	アルミニウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/3月	過去3年において水質基準値の1/5以上の検出があるため
基34	鉄及びその化合物	○	1回/3月	1回/3月	送配水管内で錆の発生のあるため法令の基本頻度とする。
基35	銅及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	過去において水質基準値の1/10以下であるため
基36	ナトリウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	過去3年において水質基準値の1/10以下であるため
基37	マンガン及びその化合物	○	1回/3月	1回/3月	過去3年において水質基準値の1/5以上の検出があるため
基38	塩化物イオン	×	1回/月	1回/月	検査回数減不可
基39	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	○	1回/3月	1回/3月	塩水の遡上により値が高くなるおそれがあるため
基40	蒸発残留物	○	1回/3月	1回/3月	
基41	陰イオン界面活性剤	○	1回/3月	1回/年	過去において検出されていないため
基42	ジェオスミン	×	原因藻類発生時に月に1回以上	原因藻類発生時に月に1回以上	原因藻類の発生のおそれがあるため
基43	2-メチルイソボルネオール	×	原因藻類発生時に月に1回以上	原因藻類発生時に月に1回以上	原因藻類の発生のおそれがあるため
基44	非イオン界面活性剤	○	1回/3月	1回/年	過去において検出されていないため
基45	フェノール類	○	1回/3月	1回/年	
基46	有機物 (TOC 量)	×	1回/月	1回/月	検査回数減不可
基47	pH 値	×	1回/月	1回/月	
基48	味	×	1回/月	1回/月	
基49	臭 気	×	1回/月	1回/月	
基50	色 度	×	1回/月	1回/月	
基51	濁 度	×	1回/月	1回/月	検査回数減不可
毎1	色	×	1回/日	1回/日	
毎2	濁り	×	1回/日	1回/日	
毎3	消毒の残留効果	×	1回/日	1回/日	

与保呂浄水場 与保呂配水池系 【白鳥ポンプ所】

番号	定期検査頻度	省略可否	基本検査頻度	実施検査頻度	設定理由
基1	一般細菌	×	1回/月	1回/月	検査回数減不可
基2	大腸菌	×	1回/月	1回/月	
基3	カドミウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	水源に汚染源が存在しないため
基4	水銀及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	
基5	セレン及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	過去3年において水質基準値の1/5以下であるため
基6	鉛及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	
基7	ヒ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	水源に汚染源が存在しないため
基8	六価クロム化合物	○	1回/3月	1回/年	
基9	亜硝酸態窒素	×	1回/3月	1回/年	過去3年において水質基準値の1/10以下であるため
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	×	1回/3月	1回/3月	検査回数減不可
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	×	1回/3月	1回/3月	令和元年度まで毎月実施していたことから、基準頻度とする。
基12	フッ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/3月	
基13	ホウ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	過去において水質基準値の1/10以下であるため
基14	四塩化炭素	○	1回/3月	1回/年	水源に汚染源が存在しないため
基15	1,4-ジオキサン	○	1回/3月	1回/年	
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	○	1回/3月	1回/年	
基17	ジクロロメタン	○	1回/3月	1回/年	
基18	テトラクロロエチレン	○	1回/3月	1回/年	
基19	トリクロロエチレン	○	1回/3月	1回/年	
基20	ベンゼン	○	1回/3月	1回/年	
基21	塩素酸	×	1回/3月	1回/3月	
基22	クロロ酢酸	×	1回/3月	1回/3月	
基23	クロロホルム	×	1回/3月	1回/3月	
基24	ジクロロ酢酸	×	1回/3月	1回/3月	
基25	ジブロモクロロメタン	×	1回/3月	1回/3月	
基26	臭素酸	×	1回/3月	1回/3月	検査回数減不可
基27	総トリハロメタン	×	1回/3月	1回/3月	検査回数減不可
基28	トリクロロ酢酸	×	1回/3月	1回/3月	
基29	ブロモジクロロメタン	×	1回/3月	1回/3月	
基30	ブロモホルム	×	1回/3月	1回/3月	
基31	ホルムアルデヒド	×	1回/3月	1回/3月	
基32	亜鉛及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	水源に汚染源が存在せず、過去において水質基準値の1/10以下であるため
基33	アルミニウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	過去3年において水質基準値の1/10以下であるため
基34	鉄及びその化合物	○	1回/3月	1回/3月	送配水管内で錆の発生の恐れがあるため法令の基本頻度とする。
基35	銅及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	水源に汚染源が存在せず、過去において水質基準値の1/10以下であるため
基36	ナトリウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	
基37	マンガン及びその化合物	○	1回/3月	1回/3月	原水において水質基準値の1/2以上の検出があるため
基38	塩化物イオン	×	1回/月	1回/月	検査回数減不可
基39	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	○	1回/3月	1回/年	過去において水質基準値の1/5以下であるため
基40	蒸発残留物	○	1回/3月	1回/年	過去3年において水質基準値の1/5以下であるため
基41	陰イオン界面活性剤	○	1回/3月	1回/年	過去において検出されていないため
基42	ジェオスミン	×	原因藻類発生時に月に1回以上	原因藻類発生時に月に1回以上	原因藻類の発生のおそれがあるため
基43	2-メチルイソボルネオール	×	原因藻類発生時に月に1回以上	原因藻類発生時に月に1回以上	原因藻類の発生のおそれがあるため
基44	非イオン界面活性剤	○	1回/3月	1回/年	過去において検出されていないため
基45	フェノール類	○	1回/3月	1回/年	
基46	有機物(TOC量)	×	1回/月	1回/月	検査回数減不可
基47	pH値	×	1回/月	1回/月	
基48	味	×	1回/月	1回/月	
基49	臭気	×	1回/月	1回/月	
基50	色度	×	1回/月	1回/月	
基51	濁度	×	1回/月	1回/月	
毎1	色	×	1回/日	1回/日	検査回数減不可
毎2	濁り	×	1回/日	1回/日	
毎3	消毒の残留効果	×	1回/日	1回/日	

番号	定期検査頻度	省略可否	基本検査頻度	実施検査頻度	設定理由	
基1	一般細菌	×	1回/月	1回/月	検査回数減不可	
基2	大腸菌	×	1回/月	1回/月		
基3	カドミウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	与保呂浄水場と水源が同じであるため、他の与保呂浄水場系給水管末検査回数と同じとする。	
基4	水銀及びその化合物	○	1回/3月	1回/年		
基5	セレン及びその化合物	○	1回/3月	1回/年		
基6	鉛及びその化合物	○	1回/3月	1回/年		
基7	ヒ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/年		
基8	六価クロム化合物	○	1回/3月	1回/年		
基9	亜硝酸態窒素	×	1回/3月	1回/年		
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	×	1回/3月	1回/3月		検査回数減不可
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	×	1回/3月	1回/3月		令和元年度まで毎月実施していたことから、基準頻度とする。
基12	フッ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/3月		
基13	ホウ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	与保呂浄水場と水源が同じであるため、他の与保呂浄水場系給水管末検査回数と同じとする。	
基14	四塩化炭素	○	1回/3月	1回/年		
基15	1, 4-ジオキサン	○	1回/3月	1回/年		
基16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン	○	1回/3月	1回/年		
基17	ジクロロメタン	○	1回/3月	1回/年		
基18	テトラクロロエチレン	○	1回/3月	1回/年		
基19	トリクロロエチレン	○	1回/3月	1回/年		
基20	ベンゼン	○	1回/3月	1回/年		
基21	塩素酸	×	1回/3月	1回/3月		検査回数減不可
基22	クロロ酢酸	×	1回/3月	1回/3月		
基23	クロロホルム	×	1回/3月	1回/3月		
基24	ジクロロ酢酸	×	1回/3月	1回/3月		
基25	ジブロモクロロメタン	×	1回/3月	1回/3月		
基26	臭素酸	×	1回/3月	1回/3月		
基27	総トリハロメタン	×	1回/3月	1回/3月		
基28	トリクロロ酢酸	×	1回/3月	1回/3月		
基29	ブロモジクロロメタン	×	1回/3月	1回/3月		
基30	ブromoホルム	×	1回/3月	1回/3月		
基31	ホルムアルデヒド	×	1回/3月	1回/3月		
基32	亜鉛及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	与保呂浄水場と水源が同じであるため、他の与保呂浄水場系給水管末検査回数と同じとする。	
基33	アルミニウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	送配水管内で錆の発生の恐れがあるため法令の基本頻度とする。	
基34	鉄及びその化合物	○	1回/3月	1回/3月		
基35	銅及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	与保呂浄水場と水源が同じであるため、他の与保呂浄水場系給水管末検査回数と同じとする。	
基36	ナトリウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	与保呂浄水場と水源が同じであるため、他の与保呂浄水場系給水管末検査回数と同じとする。	
基37	マンガン及びその化合物	○	1回/3月	1回/3月		
基38	塩化物イオン	×	1回/月	1回/月	検査回数減不可	
基39	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	○	1回/3月	1回/年	与保呂浄水場と水源が同じであるため、他の与保呂浄水場系給水管末検査回数と同じとする。	
基40	蒸発残留物	○	1回/3月	1回/年		
基41	陰イオン界面活性剤	○	1回/3月	1回/年		
基42	ジェオスミン	×	原因藻類発生時に月に1回以上	原因藻類発生時に月に1回以上	原因藻類の発生のおそれがあるため	
基43	2-メチルイソボルネオール	×	原因藻類発生時に月に1回以上	原因藻類発生時に月に1回以上	原因藻類の発生のおそれがあるため	
基44	非イオン界面活性剤	○	1回/3月	1回/年	与保呂浄水場と水源が同じであるため、他の与保呂浄水場系給水管末検査回数と同じとする。	
基45	フェノール類	○	1回/3月	1回/年		
基46	有機物 (TOC 量)	×	1回/月	1回/月	検査回数減不可	
基47	pH 値	×	1回/月	1回/月		
基48	味	×	1回/月	1回/月		
基49	臭気	×	1回/月	1回/月		
基50	色度	×	1回/月	1回/月		
基51	濁度	×	1回/月	1回/月		
毎1	色	×	1回/日	1回/日	検査回数減不可	
毎2	濁り	×	1回/日	1回/日		
毎3	消毒の残留効果	×	1回/日	1回/日		

地頭浄水場系

【大俣地内】

番号	定期検査頻度	省略可否	基本検査頻度	実施検査頻度	設 定 理 由
基1	一 般 細 菌	×	1回/月	1回/月	検査回数減不可
基2	大 腸 菌	×	1回/月	1回/月	
基3	カドミウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	水源に汚染源が存在しないため
基4	水 銀 及 び 其 の 化 合 物	○	1回/3月	1回/年	
基5	セレン及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	
基6	鉛 及 び 其 の 化 合 物	○	1回/3月	1回/年	過去において水質基準値の1/10以下であるため
基7	ヒ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	水源に汚染源が存在しないため
基8	六 価 ク ロ ム 化 合 物	○	1回/3月	1回/年	
基9	亜 硝 酸 態 窒 素	×	1回/3月	1回/年	過去において水質基準値の1/10以下であるため
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	×	1回/3月	1回/3月	検査回数減不可
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	×	1回/3月	1回/3月	令和元年度まで毎月実施していたことから、基準頻度とする。
基12	フッ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/3月	水源に汚染源が存在しないため
基13	ホウ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	
基14	四 塩 化 炭 素	○	1回/3月	1回/年	
基15	1 , 4 - ジ オ キ サ ン	○	1回/3月	1回/年	
基16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン	○	1回/3月	1回/年	
基17	ジ ク ロ ロ メ タ ン	○	1回/3月	1回/年	
基18	テトラクロロエチレン	○	1回/3月	1回/年	
基19	トリクロロエチレン	○	1回/3月	1回/年	
基20	ベ ン ゼ ン	○	1回/3月	1回/年	検査回数減不可
基21	塩 素 酸	×	1回/3月	1回/3月	
基22	ク ロ ロ 酢 酸	×	1回/3月	1回/3月	
基23	ク ロ ロ ホ ル ム	×	1回/3月	1回/3月	
基24	ジ ク ロ ロ 酢 酸	×	1回/3月	1回/3月	
基25	ジブromクロロメタン	×	1回/3月	1回/3月	
基26	臭 素 酸	×	1回/3月	1回/3月	
基27	総 トリハロメタン	×	1回/3月	1回/3月	
基28	トリクロロ酢酸	×	1回/3月	1回/3月	
基29	ブromジクロロメタン	×	1回/3月	1回/3月	
基30	ブromホルム	×	1回/3月	1回/3月	
基31	ホルムアルデヒド	×	1回/3月	1回/3月	過去において水質基準値の1/10以下であるため
基32	亜鉛及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	
基33	アルミニウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	過去において検出されていないため
基34	鉄 及 び 其 の 化 合 物	○	1回/3月	1回/年	過去3年において水質基準値の1/10以下であるため
基35	銅 及 び 其 の 化 合 物	○	1回/3月	1回/年	過去において検出されていないため
基36	ナトリウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	過去3年において水質基準値の1/10以下であるため
基37	マンガン及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	過去において検出されていないため
基38	塩 化 物 イ オ ン	×	1回/月	1回/月	検査回数減不可
基39	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	○	1回/3月	1回/3月	過去3年において水質基準値の1/5以上の検出があるため
基40	蒸 発 残 留 物	○	1回/3月	1回/3月	過去において検出されていないため
基41	陰 イオン界面活性剤	○	1回/3月	1回/年	
基42	ジ ェ オ ス ミ ン	○	原因藻類発生時に1回以上	1回/年	原因藻類の発生のおそれがないため
基43	2-メチルイソボルネオール	○	原因藻類発生時に1回以上	1回/年	
基44	非イオン界面活性剤	○	1回/3月	1回/年	過去において検出されていないため
基45	フ ェ ノ ール 類	○	1回/3月	1回/年	水源に汚染源が存在しないため
基46	有 機 物 (TOC 量)	×	1回/月	1回/月	検査回数減不可
基47	pH 値	×	1回/月	1回/月	
基48	味	×	1回/月	1回/月	
基49	臭 気	×	1回/月	1回/月	
基50	色 度	×	1回/月	1回/月	
基51	濁 度	×	1回/月	1回/月	
毎1	色	×	1回/日	1回/日	
毎2	濁 り	×	1回/日	1回/日	
毎3	消 毒 の 残 留 効 果	×	1回/日	1回/日	

大丹生千歳浄水場系

【大丹生地内】

番号	定期検査頻度	省略可否	基本検査頻度	実施検査頻度	設 定 理 由
基1	一 般 細 菌	×	1回/月	1回/月	検査回数減不可
基2	大 腸 菌	×	1回/月	1回/月	
基3	カドミウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	水源に汚染源が存在しないため
基4	水 銀 及 び 其 の 化 合 物	○	1回/3月	1回/年	
基5	セレン及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	
基6	鉛 及 び 其 の 化 合 物	○	1回/3月	1回/3月	
基7	ヒ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	
基8	六 価 クロム化合物	○	1回/3月	1回/年	過去3年において水質基準値の1/10以下であるため
基9	亜 硝 酸 態 窒 素	×	1回/3月	1回/年	過去3年において水質基準値の1/10以下であるため
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	×	1回/3月	1回/3月	検査回数減不可
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	×	1回/3月	1回/3月	令和元年度まで毎月実施していたことから、基準頻度とする。
基12	フッ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/3月	
基13	ホウ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	水源に汚染源が存在しないため
基14	四 塩 化 炭 素	○	1回/3月	1回/年	
基15	1 , 4 - ジ オ キ サ ン	○	1回/3月	1回/年	
基16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン	○	1回/3月	1回/年	
基17	ジ ク ロ ロ メ タ ン	○	1回/3月	1回/年	
基18	テトラクロロエチレン	○	1回/3月	1回/年	
基19	トリクロロエチレン	○	1回/3月	1回/年	
基20	ベ ン ゼ ン	○	1回/3月	1回/年	
基21	塩 素 酸	×	1回/3月	1回/3月	
基22	ク ロ ロ 酢 酸	×	1回/3月	1回/3月	
基23	ク ロ ロ ホ ル ム	×	1回/3月	1回/3月	
基24	ジ ク ロ ロ 酢 酸	×	1回/3月	1回/3月	
基25	ジブromoklorometan	×	1回/3月	1回/3月	
基26	臭 素 酸	×	1回/3月	1回/3月	検査回数減不可
基27	総 トリハロメタン	×	1回/3月	1回/3月	
基28	トリクロロ酢酸	×	1回/3月	1回/3月	
基29	ブromojklorometan	×	1回/3月	1回/3月	
基30	ブromoholm	×	1回/3月	1回/3月	
基31	ホルムアルデヒド	×	1回/3月	1回/3月	
基32	亜鉛及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	
基33	アルミニウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	過去3年において水質基準値の1/10以下であるため
基34	鉄 及 び 其 の 化 合 物	○	1回/3月	1回/年	過去において検出されていないため
基35	銅 及 び 其 の 化 合 物	○	1回/3月	1回/年	過去3年において水質基準値の1/10以下であるため
基36	ナトリウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	過去において水質基準値の1/10以下であるため
基37	マンガン及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	過去において検出されていないため
基38	塩 化 物 イ オ ン	×	1回/月	1回/月	検査回数減不可
基39	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	○	1回/3月	1回/年	過去3年において水質基準値の1/5以下であるため
基40	蒸 発 残 留 物	○	1回/3月	1回/年	過去において検出されていないため
基41	陰 イオン界面活性剤	○	1回/3月	1回/年	
基42	ジ エ オ ス ミ ン	○	原因藻類発生時に1回以上	1回/年	原因藻類の発生のおそれがないため
基43	2-メチルイソボルネオール	○	原因藻類発生時に1回以上	1回/年	
基44	非イオン界面活性剤	○	1回/3月	1回/年	過去において検出されていないため
基45	フエノール類	○	1回/3月	1回/年	水源に汚染源が存在しないため
基46	有機物 (TOC 量)	×	1回/月	1回/月	検査回数減不可
基47	pH 値	×	1回/月	1回/月	
基48	味	×	1回/月	1回/月	
基49	臭 気	×	1回/月	1回/月	
基50	色 度	×	1回/月	1回/月	
基51	濁 度	×	1回/月	1回/月	
毎1	色	×	1回/日	1回/日	
毎2	濁り	×	1回/日	1回/日	
毎3	消毒の残留効果	×	1回/日	1回/日	

三浜 浄水場系

【三浜地内】

番号	定期検査頻度	省略可否	基本検査頻度	実施検査頻度	設定理由
基1	一般細菌	×	1回/月	1回/月	検査回数減不可
基2	大腸菌	×	1回/月	1回/月	
基3	カドミウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	水源に汚染源が存在しないため
基4	水銀及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	
基5	セレン及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	
基6	鉛及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	過去3年において検出されていないため
基7	ヒ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	
基8	六価クロム化合物	○	1回/3月	1回/年	水源に汚染源が存在しないため
基9	亜硝酸態窒素	×	1回/3月	1回/3月	過去3年において水質基準値の1/5以上の検出があるため
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	×	1回/3月	1回/3月	検査回数減不可
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	×	1回/3月	1回/3月	令和元年度まで毎月実施していたことから、基準頻度とする。
基12	フッ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/3月	
基13	ホウ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	水源に汚染源が存在しないため
基14	四塩化炭素	○	1回/3月	1回/年	
基15	1,4-ジオキサン	○	1回/3月	1回/年	
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	○	1回/3月	1回/年	
基17	ジクロロメタン	○	1回/3月	1回/年	
基18	テトラクロロエチレン	○	1回/3月	1回/年	
基19	トリクロロエチレン	○	1回/3月	1回/年	
基20	ベンゼン	○	1回/3月	1回/年	検査回数減不可
基21	塩素酸	×	1回/3月	1回/3月	
基22	クロロ酢酸	×	1回/3月	1回/3月	
基23	クロロホルム	×	1回/3月	1回/3月	
基24	ジクロロ酢酸	×	1回/3月	1回/3月	
基25	ジプロモクロロメタン	×	1回/3月	1回/3月	
基26	臭素酸	×	1回/3月	1回/3月	
基27	総トリハロメタン	×	1回/3月	1回/3月	
基28	トリクロロ酢酸	×	1回/3月	1回/3月	
基29	ブロモジクロロメタン	×	1回/3月	1回/3月	
基30	ブromoホルム	×	1回/3月	1回/3月	
基31	ホルムアルデヒド	×	1回/3月	1回/3月	
基32	亜鉛及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	水源に汚染源が存在しないため
基33	アルミニウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/3月	過去3年において水質基準値の1/5以上の検出があるため
基34	鉄及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	過去3年において検出していないため
基35	銅及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	水源に汚染源が存在しないため
基36	ナトリウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	過去において水質基準値の1/10以下であるため
基37	マンガン及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	過去において検出されていないため
基38	塩化物イオン	×	1回/月	1回/月	検査回数減不可
基39	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	○	1回/3月	1回/年	過去において水質基準値の1/5以下であるため
基40	蒸発残留物	○	1回/3月	1回/年	
基41	陰イオン界面活性剤	○	1回/3月	1回/年	過去において検出されていないため
基42	ジェオスミン	○	原因藻類発生時に月に1回以上	原因藻類発生時に月に1回以上	原因藻類の発生のおそれがあるため
基43	2-メチルイソボルネオール	○	原因藻類発生時に月に1回以上	原因藻類発生時に月に1回以上	
基44	非イオン界面活性剤	○	1回/3月	1回/年	過去において検出されていないため
基45	フェノール類	○	1回/3月	1回/年	水源に汚染源が存在しないため
基46	有機物(TOC量)	×	1回/月	1回/月	検査回数減不可
基47	pH値	×	1回/月	1回/月	
基48	味	×	1回/月	1回/月	
基49	臭気	×	1回/月	1回/月	
基50	色度	×	1回/月	1回/月	
基51	濁度	×	1回/月	1回/月	
毎1	色	×	1回/日	1回/日	
毎2	濁り	×	1回/日	1回/日	
毎3	消毒の残留効果	×	1回/日	1回/日	

小橋 浄水場系

【小橋地内】

番号	定期検査頻度	省略可否	基本検査頻度	実施検査頻度	設定理由
基1	一般細菌	×	1回/月	1回/月	検査回数減不可
基2	大腸菌	×	1回/月	1回/月	
基3	カドミウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	水源に汚染源が存在しないため
基4	水銀及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	
基5	セレン及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	
基6	鉛及びその化合物	○	1回/3月	1回/3月	過去において水質基準値の1/2以上の検出があるため
基7	ヒ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	水源に汚染源が存在しないため
基8	六価クロム化合物	○	1回/3月	1回/年	
基9	亜硝酸態窒素	×	1回/3月	1回/年	過去3年において水質基準値の1/10以下であるため
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	×	1回/3月	1回/3月	検査回数減不可
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	×	1回/3月	1回/3月	令和元年度まで毎月実施していたことから、基準頻度とする。
基12	フッ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/3月	
基13	ホウ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	水源に汚染源が存在しないため
基14	四塩化炭素	○	1回/3月	1回/年	
基15	1,4-ジオキサン	○	1回/3月	1回/年	
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	○	1回/3月	1回/年	
基17	ジクロロメタン	○	1回/3月	1回/年	
基18	テトラクロロエチレン	○	1回/3月	1回/年	
基19	トリクロロエチレン	○	1回/3月	1回/年	
基20	ベンゼン	○	1回/3月	1回/年	
基21	塩素酸	×	1回/3月	1回/3月	
基22	クロロ酢酸	×	1回/3月	1回/3月	
基23	クロロホルム	×	1回/3月	1回/3月	
基24	ジクロロ酢酸	×	1回/3月	1回/3月	
基25	ジブromクロロメタン	×	1回/3月	1回/3月	
基26	臭素酸	×	1回/3月	1回/3月	検査回数減不可
基27	総トリハロメタン	×	1回/3月	1回/3月	
基28	トリクロロ酢酸	×	1回/3月	1回/3月	
基29	ブromジクロロメタン	×	1回/3月	1回/3月	
基30	ブromホルム	×	1回/3月	1回/3月	
基31	ホルムアルデヒド	×	1回/3月	1回/3月	
基32	亜鉛及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	
基33	アルミニウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/3月	過去3年において水質基準値の1/2以上の検出があるため
基34	鉄及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	過去3年において水質基準値の1/5以下であるため
基35	銅及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	水源に汚染源が存在しないため
基36	ナトリウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	過去において水質基準値の1/10以下であるため
基37	マンガン及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	過去において検出されていないため
基38	塩化物イオン	×	1回/月	1回/月	検査回数減不可
基39	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	○	1回/3月	1回/年	過去において水質基準値の1/10以下であるため
基40	蒸発残留物	○	1回/3月	1回/年	過去3年において水質基準値の1/5以下であるため
基41	陰イオン界面活性剤	○	1回/3月	1回/年	水源に汚染源が存在しないため
基42	ジェオスミン	×	原因藻類発生時期に月に1回以上	原因藻類発生時期に月に1回以上	原因藻類の発生のおそれがあるため
基43	2-メチルイソボルネオール	×	原因藻類発生時期に月に1回以上	原因藻類発生時期に月に1回以上	
基44	非イオン界面活性剤	○	1回/3月	1回/年	水源に汚染源が存在しないため
基45	フェノール類	○	1回/3月	1回/年	
基46	有機物(TOC量)	×	1回/月	1回/月	検査回数減不可
基47	pH値	×	1回/月	1回/月	
基48	味	×	1回/月	1回/月	
基49	臭気	×	1回/月	1回/月	
基50	色度	×	1回/月	1回/月	
基51	濁度	×	1回/月	1回/月	
毎1	色	×	1回/日	1回/日	
毎2	濁り	×	1回/日	1回/日	
毎3	消毒の残留効果	×	1回/日	1回/日	

西方寺浄水場系

【上漆原地内】

番号	定期検査頻度	省略可否	基本検査頻度	実施検査頻度	設 定 理 由
基1	一 般 細 菌	×	1回/月	1回/月	検査回数減不可
基2	大 腸 菌	×	1回/月	1回/月	
基3	カドミウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	水源に汚染源が存在しないため
基4	水 銀 及 び 其 の 化 合 物	○	1回/3月	1回/年	
基5	セレン及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	過去3年において水質基準値の1/10以下であるため
基6	鉛 及 び 其 の 化 合 物	○	1回/3月	1回/年	
基7	ヒ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	水源に汚染源が存在しないため
基8	六 価 ク ロ ム 化 合 物	○	1回/3月	1回/年	
基9	亜 硝 酸 態 窒 素	×	1回/3月	1回/年	過去3年において水質基準値の1/10以下であるため
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	×	1回/3月	1回/3月	検査回数減不可
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	×	1回/3月	1回/3月	令和元年度まで毎月実施していたことから、基準頻度とする。
基12	フッ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/3月	
基13	ホウ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	水源に汚染源が存在しないため
基14	四 塩 化 炭 素	○	1回/3月	1回/年	
基15	1 , 4 - ジ オ キ サ ン	○	1回/3月	1回/年	
基16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン	○	1回/3月	1回/年	
基17	ジ ク ロ ロ メ タ ン	○	1回/3月	1回/年	
基18	テトラクロロエチレン	○	1回/3月	1回/年	
基19	トリクロロエチレン	○	1回/3月	1回/年	
基20	ベ ン ゼ ン	○	1回/3月	1回/年	
基21	塩 素 酸	×	1回/3月	1回/3月	
基22	ク ロ ロ 酢 酸	×	1回/3月	1回/3月	
基23	ク ロ ロ ホ ル ム	×	1回/3月	1回/3月	
基24	ジ ク ロ ロ 酢 酸	×	1回/3月	1回/3月	
基25	ジプロモクロロメタン	×	1回/3月	1回/3月	
基26	臭 素 酸	×	1回/3月	1回/3月	検査回数減不可
基27	総 トリハロメタン	×	1回/3月	1回/3月	
基28	トリクロロ酢酸	×	1回/3月	1回/3月	
基29	ブ ロ モ ジ ク ロ ロ メ タ ン	×	1回/3月	1回/3月	
基30	ブ ロ モ ホ ル ム	×	1回/3月	1回/3月	
基31	ホルムアルデヒド	×	1回/3月	1回/3月	
基32	亜鉛及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	過去3年において水質基準値の1/10以下であるため
基33	アルミニウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	過去において検出されていないため
基34	鉄 及 び 其 の 化 合 物	○	1回/3月	1回/年	過去3年において水質基準値の1/10以下であるため
基35	銅 及 び 其 の 化 合 物	○	1回/3月	1回/年	過去において検出されていないため
基36	ナトリウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	過去3年において水質基準値の1/10以下であるため
基37	マンガン及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	過去において検出されていないため
基38	塩 化 物 イ オ ン	×	1回/月	1回/月	検査回数減不可
基39	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	○	1回/3月	1回/年	過去3年において水質基準値の1/5値以下であるため
基40	蒸 発 残 留 物	○	1回/3月	1回/年	
基41	陰イオン界面活性剤	○	1回/3月	1回/年	過去において検出されていないため
基42	ジ ェ オ ス ミ ン	○	原因藻類発生時に月に1回以上	1回/年	原因藻類の発生のおそれがないため
基43	2-メチルイソボルネオール	○	原因藻類発生時に月に1回以上	1回/年	
基44	非イオン界面活性剤	○	1回/3月	1回/年	過去において検出されていないため
基45	フ ェ ノ ール 類	○	1回/3月	1回/年	水源に汚染源が存在しないため
基46	有 機 物 (T O C 量)	×	1回/月	1回/月	検査回数減不可
基47	pH 値	×	1回/月	1回/月	
基48	味	×	1回/月	1回/月	
基49	臭 気	×	1回/月	1回/月	
基50	色 度	×	1回/月	1回/月	
基51	濁 度	×	1回/月	1回/月	
毎1	色	×	1回/日	1回/日	
毎2	濁 り	×	1回/日	1回/日	
毎3	消 毒 の 残 留 効 果	×	1回/日	1回/日	

志高浄水場系

【大川地内】

番号	定期検査頻度	省略可否	基本検査頻度	実施検査頻度	設定理由	
基1	一般細菌	×	1回/月	1回/月	検査回数減不可	
基2	大腸菌	×	1回/月	1回/月		
基3	カドミウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	水源に汚染源が存在しないため	
基4	水銀及びその化合物	○	1回/3月	1回/年		
基5	セレン及びその化合物	○	1回/3月	1回/年		
基6	鉛及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	過去3年において水質基準値の1/10以下であるため	
基7	ヒ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	水源に汚染源が存在しないため	
基8	六価クロム化合物	○	1回/3月	1回/年		
基9	亜硝酸態窒素	×	1回/3月	1回/年	過去3年において水質基準値の1/10以下であるため	
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	×	1回/3月	1回/3月	検査回数減不可	
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	×	1回/3月	1回/3月	令和元年度まで毎月実施していたことから、基準頻度とする。	
基12	フッ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/3月		
基13	ホウ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	水源に汚染源が存在しないため	
基14	四塩化炭素	○	1回/3月	1回/年		
基15	1,4-ジオキサン	○	1回/3月	1回/年		
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	○	1回/3月	1回/年		
基17	ジクロロメタン	○	1回/3月	1回/年		
基18	テトラクロロエチレン	○	1回/3月	1回/年		
基19	トリクロロエチレン	○	1回/3月	1回/年		
基20	ベンゼン	○	1回/3月	1回/年		
基21	塩素酸	×	1回/3月	1回/3月		検査回数減不可
基22	クロロ酢酸	×	1回/3月	1回/3月		
基23	クロロホルム	×	1回/3月	1回/3月		
基24	ジクロロ酢酸	×	1回/3月	1回/3月		
基25	ジブromoklorometan	×	1回/3月	1回/3月		
基26	臭素酸	×	1回/3月	1回/3月		
基27	総トリハロメタン	×	1回/3月	1回/3月		
基28	トリクロロ酢酸	×	1回/3月	1回/3月		
基29	ブromojiklorometan	×	1回/3月	1回/3月		
基30	ブromoholm	×	1回/3月	1回/3月		
基31	ホルムアルデヒド	×	1回/3月	1回/3月	過去において水質基準値の1/10以下であるため	
基32	亜鉛及びその化合物	○	1回/3月	1回/年		
基33	アルミニウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/年		
基34	鉄及びその化合物	○	1回/3月	1回/年		
基35	銅及びその化合物	○	1回/3月	1回/年		
基36	ナトリウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/年		
基37	マンガン及びその化合物	○	1回/3月	1回/年		
基38	塩化物イオン	×	1回/月	1回/月	検査回数減不可	
基39	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	○	1回/3月	1回/年	過去において水質基準値の1/5以下であるため	
基40	蒸発残留物	○	1回/3月	1回/年	過去において検出されていないため	
基41	陰イオン界面活性剤	○	1回/3月	1回/年		
基42	ジェオスミン	○	原因発生時に1回以上	1回/年	原因藻類の発生のおそれがないため	
基43	2-メチルイソボルネオール	○	原因発生時に1回以上	1回/年		
基44	非イオン界面活性剤	○	1回/3月	1回/年	過去において検出されていないため	
基45	フェノール類	○	1回/3月	1回/年	水源に汚染源が存在しないため	
基46	有機物(TOC量)	×	1回/月	1回/月	検査回数減不可	
基47	pH値	×	1回/月	1回/月		
基48	味	×	1回/月	1回/月		
基49	臭気	×	1回/月	1回/月		
基50	色度	×	1回/月	1回/月		
基51	濁度	×	1回/月	1回/月		
毎1	色	×	1回/日	1回/日		
毎2	濁り	×	1回/日	1回/日		
毎3	消毒の残留効果	×	1回/日	1回/日		

佐波賀浄水場系

【佐波賀地内】

番号	定期検査頻度	省略可否	基本検査頻度	実施検査頻度	設 定 理 由
基1	一 般 細 菌	×	1回/月	1回/月	検査回数減不可
基2	大 腸 菌	×	1回/月	1回/月	
基3	カドミウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	水源に汚染源が存在しないため
基4	水 銀 及 び 其 の 化 合 物	○	1回/3月	1回/年	
基5	セレン及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	
基6	鉛 及 び 其 の 化 合 物	○	1回/3月	1回/年	過去3年において水質基準値の1/5以下であるため
基7	ヒ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	水源に汚染源が存在しないため
基8	六 価 ク ロ ム 化 合 物	○	1回/3月	1回/年	
基9	亜 硝 酸 態 窒 素	×	1回/3月	1回/年	過去3年において水質基準値の1/10以下であるため
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	×	1回/3月	1回/3月	検査回数減不可
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	×	1回/3月	1回/3月	令和元年度まで毎月実施していたことから、基準頻度とする。
基12	フッ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/3月	過去において水質基準値の1/10以下であるため
基13	ホウ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	
基14	四 塩 化 炭 素	○	1回/3月	1回/年	水源に汚染源が存在しないため
基15	1 , 4 - ジ オ キ サ ン	○	1回/3月	1回/年	
基16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン	○	1回/3月	1回/年	
基17	ジ ク ロ ロ メ タ ン	○	1回/3月	1回/年	
基18	テトラクロロエチレン	○	1回/3月	1回/年	
基19	トリクロロエチレン	○	1回/3月	1回/年	
基20	ベ ン ゼ ン	○	1回/3月	1回/年	
基21	塩 素 酸	×	1回/3月	1回/3月	検査回数減不可
基22	ク ロ ロ 酢 酸	×	1回/3月	1回/3月	
基23	ク ロ ロ ホ ル ム	×	1回/3月	1回/3月	
基24	ジ ク ロ ロ 酢 酸	×	1回/3月	1回/3月	
基25	ジブromクロロメタン	×	1回/3月	1回/3月	
基26	臭 素 酸	×	1回/3月	1回/3月	
基27	総 トリハロメタン	×	1回/3月	1回/3月	
基28	トリクロロ酢酸	×	1回/3月	1回/3月	
基29	ブromジクロロメタン	×	1回/3月	1回/3月	
基30	ブromホルム	×	1回/3月	1回/3月	
基31	ホルムアルデヒド	×	1回/3月	1回/3月	
基32	亜鉛及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	過去において水質基準値の1/10以下であるため
基33	アルミニウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/3月	過去において水質基準値の1/5以上の検出があるため
基34	鉄 及 び 其 の 化 合 物	○	1回/3月	1回/年	過去3年において水質基準値の1/10以下であるため
基35	銅 及 び 其 の 化 合 物	○	1回/3月	1回/年	過去において水質基準値の1/10以下であるため
基36	ナトリウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	
基37	マンガン及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	
基38	塩 化 物 イ オ ン	×	1回/月	1回/月	検査回数減不可
基39	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	○	1回/3月	1回/年	過去において水質基準値の1/5以下であるため
基40	蒸 発 残 留 物	○	1回/3月	1回/3月	過去3年において水質基準値の1/5以上の検出があるため
基41	陰 イオン界面活性剤	○	1回/3月	1回/年	水源に汚染源が存在しないため
基42	ジ ェ オ ス ミ ン	○	原因藻類発生時に月に1回以上	1回/年	原因藻類の発生のおそれがないため
基43	2-メチルイソボルネオール	○	原因藻類発生時に月に1回以上	1回/年	
基44	非イオン界面活性剤	○	1回/3月	1回/年	水源に汚染源が存在しないため
基45	フ ェ ノ ール 類	○	1回/3月	1回/年	検査回数減不可
基46	有機物 (TOC 量)	×	1回/月	1回/月	
基47	pH 値	×	1回/月	1回/月	
基48	味	×	1回/月	1回/月	
基49	臭 気	×	1回/月	1回/月	
基50	色 度	×	1回/月	1回/月	
基51	濁 度	×	1回/月	1回/月	
毎1	色	×	1回/日	1回/日	
毎2	濁 り	×	1回/日	1回/日	
毎3	消毒の残留効果	×	1回/日	1回/日	

瀬崎浄水場系

【瀬崎地内】

番号	定期検査頻度	省略可否	基本検査頻度	実施検査頻度	設定理由
基1	一般細菌	×	1回/月	1回/月	検査回数減不可
基2	大腸菌	×	1回/月	1回/月	
基3	カドミウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	水源に汚染源が存在しないため
基4	水銀及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	
基5	セレン及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	
基6	鉛及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	過去3年において水質基準の1/10以下であるため
基7	ヒ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/3月	過去3年において水質基準値の1/5以上の検出があるため
基8	六価クロム化合物	○	1回/3月	1回/年	水源に汚染源が存在しないため
基9	亜硝酸態窒素	×	1回/3月	1回/年	過去3年において水質基準値の1/10以下であるため
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	×	1回/3月	1回/3月	検査回数減不可
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	×	1回/3月	1回/3月	令和元年度まで毎月実施していたことから、基準頻度とする。
基12	フッ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/3月	
基13	ホウ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	水源に汚染源が存在しないため
基14	四塩化炭素	○	1回/3月	1回/年	
基15	1,4-ジオキサン	○	1回/3月	1回/年	
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	○	1回/3月	1回/年	
基17	ジクロロメタン	○	1回/3月	1回/年	
基18	テトラクロロエチレン	○	1回/3月	1回/年	
基19	トリクロロエチレン	○	1回/3月	1回/年	
基20	ベンゼン	○	1回/3月	1回/年	
基21	塩素酸	×	1回/3月	1回/3月	検査回数減不可
基22	クロロ酢酸	×	1回/3月	1回/3月	
基23	クロロホルム	×	1回/3月	1回/3月	
基24	ジクロロ酢酸	×	1回/3月	1回/3月	
基25	ジブロモクロロメタン	×	1回/3月	1回/3月	
基26	臭素酸	×	1回/3月	1回/3月	
基27	総トリハロメタン	×	1回/3月	1回/3月	
基28	トリクロロ酢酸	×	1回/3月	1回/3月	
基29	ブロモジクロロメタン	×	1回/3月	1回/3月	
基30	ブロモホルム	×	1回/3月	1回/3月	
基31	ホルムアルデヒド	×	1回/3月	1回/3月	
基32	亜鉛及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	過去において水質基準値の1/10以下であるため
基33	アルミニウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/3月	過去において水質基準値の1/2を超過しているため
基34	鉄及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	過去3年において水質基準値の1/10以下であるため
基35	銅及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	過去において水質基準値の1/10以下であるため
基36	ナトリウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	
基37	マンガン及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	過去において検出されていないため
基38	塩化物イオン	×	1回/月	1回/月	検査回数減不可
基39	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	○	1回/3月	1回/年	過去において水質基準値の1/5以下であるため
基40	蒸発残留物	○	1回/3月	1回/年	
基41	陰イオン界面活性剤	○	1回/3月	1回/年	水源に汚染源が存在しないため
基42	ジェオスミン	○	原因藻類発生時に1回以上	1回/年	原因藻類の発生のおそれがないため
基43	2-メチルイソボルネオール	○	原因藻類発生時に1回以上	1回/年	
基44	非イオン界面活性剤	○	1回/3月	1回/年	水源に汚染源が存在しないため
基45	フェノール類	○	1回/3月	1回/年	
基46	有機物(TOC量)	×	1回/月	1回/月	検査回数減不可
基47	pH値	×	1回/月	1回/月	
基48	味	×	1回/月	1回/月	
基49	臭気	×	1回/月	1回/月	
基50	色度	×	1回/月	1回/月	
基51	濁度	×	1回/月	1回/月	
毎1	色	×	1回/日	1回/日	
毎2	濁り	×	1回/日	1回/日	
毎3	消毒の残留効果	×	1回/日	1回/日	

八戸地浄水場系

【八戸地地内】

番号	定期検査頻度	省略可否	基本検査頻度	実施検査頻度	設 定 理 由	
基1	一 般 細 菌	×	1回/月	1回/月	検査回数減不可	
基2	大 腸 菌	×	1回/月	1回/月		
基3	カドミウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	水源に汚染源が存在しないため	
基4	水 銀 及 び 其 の 化 合 物	○	1回/3月	1回/年		
基5	セレン及びその化合物	○	1回/3月	1回/年		
基6	鉛 及 び 其 の 化 合 物	○	1回/3月	1回/年	過去3年において水質基準値の1/10以下であるため	
基7	ヒ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	水源に汚染源が存在しないため	
基8	六 価 ク ロ ム 化 合 物	○	1回/3月	1回/年		
基9	亜 硝 酸 態 窒 素	×	1回/3月	1回/年	過去3年において水質基準値の1/10以下であるため	
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	×	1回/3月	1回/3月	検査回数減不可	
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	×	1回/3月	1回/3月	令和元年度まで毎月実施していたことから、基準頻度とする。	
基12	フッ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/3月		
基13	ホウ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	水源に汚染源が存在しないため	
基14	四 塩 化 炭 素	○	1回/3月	1回/年		
基15	1 , 4 - ジ オ キ サ ン	○	1回/3月	1回/年		
基16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン	○	1回/3月	1回/年		
基17	ジ ク ロ ロ メ タ ン	○	1回/3月	1回/年		
基18	テトラクロロエチレン	○	1回/3月	1回/年		
基19	トリクロロエチレン	○	1回/3月	1回/年		
基20	ベ ン ゼ ン	○	1回/3月	1回/年		
基21	塩 素 酸	×	1回/3月	1回/3月		
基22	ク ロ ロ 酢 酸	×	1回/3月	1回/3月		
基23	ク ロ ロ ホ ル ム	×	1回/3月	1回/3月		
基24	ジ ク ロ ロ 酢 酸	×	1回/3月	1回/3月		
基25	ジブromクロロメタン	×	1回/3月	1回/3月		
基26	臭 素 酸	×	1回/3月	1回/3月	検査回数減不可	
基27	総 トリハロメタン	×	1回/3月	1回/3月		
基28	トリクロロ酢酸	×	1回/3月	1回/3月		
基29	ブromジクロロメタン	×	1回/3月	1回/3月		
基30	ブromホルム	×	1回/3月	1回/3月		
基31	ホルムアルデヒド	×	1回/3月	1回/3月		
基32	亜鉛及びその化合物	○	1回/3月	1回/年		過去3年において水質基準値の1/10以下であるため
基33	アルミニウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/3月		過去3年において水質基準値の1/5以下であるため
基34	鉄 及 び 其 の 化 合 物	○	1回/3月	1回/年		過去3年において水質基準値の1/10以下であるため
基35	銅 及 び 其 の 化 合 物	○	1回/3月	1回/年		
基36	ナトリウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/年		
基37	マンガン及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	過去3年において検出されていないため	
基38	塩 化 物 イ オ ン	×	1回/月	1回/月	検査回数減不可	
基39	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	○	1回/3月	1回/年	過去3年において水質基準値の1/10以下であるため	
基40	蒸 発 残 留 物	○	1回/3月	1回/年	過去3年において水質基準値の1/5以下であるため	
基41	陰 イオン界面活性剤	○	1回/3月	1回/年	過去において検出されていないため	
基42	ジ ェ オ ス ミ ン	○	原因藻類発生時に月に1回以上	1回/年	原因藻類の発生のおそれがないため	
基43	2-メチルイソボルネオール	○	原因藻類発生時に月に1回以上	1回/年		
基44	非イオン界面活性剤	○	1回/3月	1回/年	過去において検出されていないため	
基45	フエノール類	○	1回/3月	1回/年	水源に汚染源が存在しないため	
基46	有機物 (TOC 量)	×	1回/月	1回/月	検査回数減不可	
基47	pH 値	×	1回/月	1回/月		
基48	味	×	1回/月	1回/月		
基49	臭 気	×	1回/月	1回/月		
基50	色 度	×	1回/月	1回/月		
基51	濁 度	×	1回/月	1回/月		
毎1	色	×	1回/日	1回/日		
毎2	濁 り	×	1回/日	1回/日		
毎3	消毒の残留効果	×	1回/日	1回/日		

岡田由里浄水場系

【加佐中学校】

番号	定期検査頻度	省略可否	基本検査頻度	実施検査頻度	設 定 理 由
基1	一 般 細 菌	×	1回/月	1回/月	検査回数減不可
基2	大 腸 菌	×	1回/月	1回/月	
基3	カドミウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	水源に汚染源が存在しないため
基4	水 銀 及 び 其 の 化 合 物	○	1回/3月	1回/年	
基5	セレン及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	
基6	鉛 及 び 其 の 化 合 物	○	1回/3月	1回/年	過去3年において水質基準値の1/10以下であるため
基7	ヒ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	水源に汚染源が存在しないため
基8	六 価 ク ロ ム 化 合 物	○	1回/3月	1回/年	
基9	亜 硝 酸 態 窒 素	×	1回/3月	1回/年	過去3年において水質基準値の1/10以下であるため
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	×	1回/3月	1回/3月	検査回数減不可
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	×	1回/3月	1回/3月	令和元年度まで毎月実施していたことから、基準頻度とする。
基12	フッ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/3月	
基13	ホウ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	水源に汚染源が存在しないため
基14	四 塩 化 炭 素	○	1回/3月	1回/年	
基15	1 , 4 - ジ オ キ サ ン	○	1回/3月	1回/年	
基16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン	○	1回/3月	1回/年	
基17	ジ ク ロ ロ メ タ ン	○	1回/3月	1回/年	
基18	テトラクロロエチレン	○	1回/3月	1回/年	
基19	トリクロロエチレン	○	1回/3月	1回/年	
基20	ベ ン ゼ ン	○	1回/3月	1回/年	
基21	塩 素 酸	×	1回/3月	1回/3月	
基22	ク ロ ロ 酢 酸	×	1回/3月	1回/3月	
基23	ク ロ ロ ホ ル ム	×	1回/3月	1回/3月	
基24	ジ ク ロ ロ 酢 酸	×	1回/3月	1回/3月	
基25	ジブromoklorometan	×	1回/3月	1回/3月	
基26	臭 素 酸	×	1回/3月	1回/3月	検査回数減不可
基27	総 トリハロメタン	×	1回/3月	1回/3月	
基28	トリクロロ酢酸	×	1回/3月	1回/3月	
基29	ブromojuklorometan	×	1回/3月	1回/3月	
基30	ブromoholm	×	1回/3月	1回/3月	
基31	ホルムアルデヒド	×	1回/3月	1回/3月	
基32	亜鉛及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	
基33	アルミニウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	過去3年において水質基準値の1/5以上の検出があるため
基34	鉄 及 び 其 の 化 合 物	○	1回/3月	1回/3月	
基35	銅 及 び 其 の 化 合 物	○	1回/3月	1回/年	過去3年において水質基準値の1/10以下であるため
基36	ナトリウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	
基37	マンガン及びその化合物	○	1回/3月	1回/3月	過去において水質基準値の1/2を超えて検出したことがあるため
基38	塩 化 物 イ オ ン	×	1回/月	1回/月	検査回数減不可
基39	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	○	1回/3月	1回/年	過去3年において水質基準値の1/5以下であるため
基40	蒸 発 残 留 物	○	1回/3月	1回/年	
基41	陰 イオン界面活性剤	○	1回/3月	1回/年	過去において検出されていないため
基42	ジエオスミン	○	原因発生時に 月に1回以上	1回/年	原因藻類の発生のおそれがないため
基43	2-メチルイソボルネオール	○	原因発生時に 月に1回以上	1回/年	
基44	非イオン界面活性剤	○	1回/3月	1回/年	過去において検出されていないため
基45	フェノール類	○	1回/3月	1回/年	水源に汚染源が存在しないため
基46	有機物 (TOC 量)	×	1回/月	1回/月	検査回数減不可
基47	pH 値	×	1回/月	1回/月	
基48	味	×	1回/月	1回/月	
基49	臭 気	×	1回/月	1回/月	
基50	色 度	×	1回/月	1回/月	
基51	濁 度	×	1回/月	1回/月	
毎1	色 濁	×	1回/日	1回/日	
毎2	濁 り	×	1回/日	1回/日	
毎3	消毒の残留効果	×	1回/日	1回/日	

桑飼浄水場系

【小原第2ポンプ所】

番号	定期検査頻度	省略可否	基本検査頻度	実施検査頻度	設 定 理 由
基1	一 般 細 菌	×	1回/月	1回/月	検査回数減不可
基2	大 腸 菌	×	1回/月	1回/月	
基3	カドミウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	水源に汚染源が存在しないため
基4	水 銀 及 び 其 の 化 合 物	○	1回/3月	1回/年	
基5	セレン及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	
基6	鉛 及 び 其 の 化 合 物	○	1回/3月	1回/年	過去3年において水質基準値の1/10以下であるため
基7	ヒ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	
基8	六 価 ク ロ ム 化 合 物	○	1回/3月	1回/年	水源に汚染源が存在しないため
基9	亜 硝 酸 態 窒 素	×	1回/3月	1回/年	過去3年において水質基準値の1/10以下であるため
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	×	1回/3月	1回/3月	検査回数減不可
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	×	1回/3月	1回/3月	令和元年度まで毎月実施していたことから、基準頻度とする。
基12	フッ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/3月	
基13	ホウ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	過去3年において水質基準値の1/10以下であるため
基14	四 塩 化 炭 素	○	1回/3月	1回/年	水源に汚染源が存在しないため
基15	1 , 4 - ジ オ キ サ ン	○	1回/3月	1回/年	
基16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン	○	1回/3月	1回/年	
基17	ジ ク ロ ロ メ タ ン	○	1回/3月	1回/年	
基18	テトラクロロエチレン	○	1回/3月	1回/年	
基19	トリクロロエチレン	○	1回/3月	1回/年	
基20	ベ ン ゼ ン	○	1回/3月	1回/年	
基21	塩 素 酸	×	1回/3月	1回/3月	検査回数減不可
基22	ク ロ ロ 酢 酸	×	1回/3月	1回/3月	
基23	ク ロ ロ ホ ル ム	×	1回/3月	1回/3月	
基24	ジ ク ロ ロ 酢 酸	×	1回/3月	1回/3月	
基25	ジブromクロロメタン	×	1回/3月	1回/3月	
基26	臭 素 酸	×	1回/3月	1回/3月	
基27	総 トリ ハ ロ メ タ ン	×	1回/3月	1回/3月	
基28	ト リ ク ロ ロ 酢 酸	×	1回/3月	1回/3月	
基29	ブ ロ モ ジ ク ロ ロ メ タ ン	×	1回/3月	1回/3月	
基30	ブ ロ モ ホ ル ム	×	1回/3月	1回/3月	
基31	ホ ル ム ア ル デ ヒ ド	×	1回/3月	1回/3月	
基32	亜鉛及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	過去において水質基準値の1/10以下であるため
基33	アルミニウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	
基34	鉄 及 び 其 の 化 合 物	○	1回/3月	1回/3月	過去3年において水質基準値の1/5以上の検出があるため
基35	銅 及 び 其 の 化 合 物	○	1回/3月	1回/年	過去において水質基準値の1/10以下であるため
基36	ナトリウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	過去3年において水質基準値の1/10以下であるため
基37	マンガン及びその化合物	○	1回/3月	1回/3月	過去3年においては水質基準値の1/5以下であるが、過去に1/5以上の検出があるため
基38	塩 化 物 イ オ ン	×	1回/月	1回/月	検査回数減不可
基39	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	○	1回/3月	1回/3月	過去3年において水質基準値の1/5以上の検出があるため
基40	蒸 発 残 留 物	○	1回/3月	1回/3月	
基41	陰 イオン界面活性剤	○	1回/3月	1回/年	過去において検出されていないため
基42	ジ ェ オ ス ミ ン	○	原因藻類発生時に1回以上	1回/年	原因藻類の発生のおそれがないため
基43	2-メチルイソボルネオール	○	原因藻類発生時に1回以上	1回/年	
基44	非イオン界面活性剤	○	1回/3月	1回/年	過去において検出されていないため
基45	フ ェ ノ ール 類	○	1回/3月	1回/年	水源に汚染源が存在しないため
基46	有機物 (TOC 量)	×	1回/月	1回/月	検査回数減不可
基47	pH 値	×	1回/月	1回/月	
基48	味	×	1回/月	1回/月	
基49	臭 気	×	1回/月	1回/月	
基50	色 度	×	1回/月	1回/月	
基51	濁 度	×	1回/月	1回/月	
毎1	色	×	1回/日	1回/日	
毎2	濁 り	×	1回/日	1回/日	
毎3	消毒の残留効果	×	1回/日	1回/日	

真倉浄水場系

【真倉地内】

番号	定期検査頻度	省略可否	基本検査頻度	実施検査頻度	設 定 理 由
基1	一 般 細 菌	×	1回/月	1回/月	検査回数減不可
基2	大 腸 菌	×	1回/月	1回/月	
基3	カドミウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	水源に汚染源が存在しないため
基4	水 銀 及 び 其 の 化 合 物	○	1回/3月	1回/年	
基5	セレン及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	
基6	鉛 及 び 其 の 化 合 物	○	1回/3月	1回/年	過去3年において水質基準値の1/10以下であるため
基7	ヒ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	
基8	六 価 ク ロ ム 化 合 物	○	1回/3月	1回/年	水源に汚染源が存在しないため
基9	亜 硝 酸 態 窒 素	×	1回/3月	1回/年	過去3年において水質基準値の1/10以下であるため
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	×	1回/3月	1回/3月	検査回数減不可
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	×	1回/3月	1回/3月	令和元年度まで毎月実施していたことから、基準頻度とする。
基12	フッ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/3月	過去において水質基準値の1/10以下であるため
基13	ホウ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	
基14	四 塩 化 炭 素	○	1回/3月	1回/年	水源に汚染源が存在しないため
基15	1 , 4 - ジ オ キ サ ン	○	1回/3月	1回/年	
基16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン	○	1回/3月	1回/年	
基17	ジ ク ロ ロ メ タ ン	○	1回/3月	1回/年	
基18	テトラクロロエチレン	○	1回/3月	1回/年	
基19	トリクロロエチレン	○	1回/3月	1回/年	
基20	ベ ン ゼ ン	○	1回/3月	1回/年	
基21	塩 素 酸	×	1回/3月	1回/3月	
基22	ク ロ ロ 酢 酸	×	1回/3月	1回/3月	
基23	ク ロ ロ ホ ル ム	×	1回/3月	1回/3月	
基24	ジ ク ロ ロ 酢 酸	×	1回/3月	1回/3月	
基25	ジブromoklorometan	×	1回/3月	1回/3月	
基26	臭 素 酸	×	1回/3月	1回/3月	検査回数減不可
基27	総 トリハロメタン	×	1回/3月	1回/3月	
基28	トリクロロ酢酸	×	1回/3月	1回/3月	
基29	ブromojuklorometan	×	1回/3月	1回/3月	
基30	ブromoholm	×	1回/3月	1回/3月	
基31	ホルムアルデヒド	×	1回/3月	1回/3月	
基32	亜鉛及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	
基33	アルミニウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	過去において検出されていないため
基34	鉄 及 び 其 の 化 合 物	○	1回/3月	1回/年	過去において水質基準値の1/10以下であるため
基35	銅 及 び 其 の 化 合 物	○	1回/3月	1回/年	過去3年において水質基準値の1/10以下であるため
基36	ナトリウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	過去3年において水質基準値の1/10以下であるため
基37	マンガン及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	過去において検出されていないため
基38	塩 化 物 イ オ ン	×	1回/月	1回/月	検査回数減不可
基39	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	○	1回/3月	1回/3月	過去3年において水質基準値の1/5以上の検出があるため
基40	蒸 発 残 留 物	○	1回/3月	1回/3月	過去3年において水質基準値の1/5に近い検出があるため
基41	陰 イオン界面活性剤	○	1回/3月	1回/年	過去において検出されていないため
基42	ジ エ オ ス ミ ン	○	原因発生時に月以上1回	1回/年	原因藻類の発生のおそれがないため
基43	2-メチルイソボルネオール	○	原因発生時に月以上1回	1回/年	
基44	非イオン界面活性剤	○	1回/3月	1回/年	過去において検出されていないため
基45	フェノール類	○	1回/3月	1回/年	水源に汚染源が存在しないため
基46	有機物 (TOC 量)	×	1回/月	1回/月	検査回数減不可
基47	pH 値	×	1回/月	1回/月	
基48	味	×	1回/月	1回/月	
基49	臭 気	×	1回/月	1回/月	
基50	色 度	×	1回/月	1回/月	
基51	濁 度	×	1回/月	1回/月	
毎1	色	×	1回/日	1回/日	
毎2	濁 り	×	1回/日	1回/日	
毎3	消毒の残留効果	×	1回/日	1回/日	